

第2編 平素からの備えや予防

第1編 総論	第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	
	第4章 県の地域特性	
	第5章 県国民保護計画が対象とする事態	
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等	28
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	45
	第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え	50
	第4章 生活関連等施設の把握等	52
	第5章 物資及び資材の備蓄、整備	56
	第6章 国民保護に関する啓発	58
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
	第2章 県対策本部の設置等	
	第3章 関係機関相互の連携	
	第4章 警報及び避難の指示等	
	第5章 救援	
	第6章 安否情報の収集・提供	
	第7章 武力攻撃災害への対処	
	第8章 被災情報の収集及び報告	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	
	第10章 国民生活の安定に関する措置	
	第11章 交通規制	
	第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	
第4編 伊方発電所における武力 攻撃原子力災害への対処	第1章 基本的考え方	
	第2章 平素からの備えや予防	
	第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び実施体制の確立	
	第4章 武力攻撃原子力災害への対処等	
第5編 復旧等	第1章 応急の復旧	
	第2章 武力攻撃災害の復旧	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第6編 緊急対処事態への対処	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があるため、以下のとおり、各部局における平素の業務及び職員の参集基準等について定める。

1 県の各部局における平素の業務

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各部局の平素の事務分担を定める。

資料2-1：県の各部局における平素の主な業務

2 県職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等の対処に必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

県は、防災体制と併せて、国からの警報や避難措置の指示の的確な受信や市町等への迅速な伝達などに24時間即応できる体制を確保するため、平成19年4月1日から職員による当直体制を開始したところであり、当直室の整備や当直マニュアルの策定などにより万全の初動体制を構築する。

(3) 県の体制及び職員の参集基準等

県は、事態の推移に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

職員参集基準表

体制	参集基準
ア 担当課体制	県民環境部防災局防災危機管理課職員及び全部局関係課職員（以下「国民保護担当職員」という。）が参集
イ 緊急事態連絡室体制	原則として、県国民保護対策本部体制に準じた職員の参集とするが、具体的には、事態の状況を踏まえ、その都度判断
ウ 県国民保護対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集

事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	ア
	県の全部局での対応が必要な場合	イ
事態認定後	県国民保護対策本部設置の通知がない場合	イ
	県国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	ウ

なお、イの体制を整えるかどうかは、知事の判断によるものとする。また、県警察においては、警察本部及び警察署の初動体制を早期に確立するとともに、関係規程に規定する参集基準に基づき所要の体制を確保する。

(4) 職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。なお、国民保護担当職員については、連絡のない場合でも事態を察知したら、直ちに自ら参集するものとする。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、参集予定職員の次席の職員を代替職員とするなど、事態の状況に応じた職員の参集体制を整備する。

県対策本部長である知事に事故があった場合や不在の場合には、副知事、知事補佐官、教育長、公営企業管理者、防災安全統括部長、県民環境部防災局長、防災危機管理課長の順で国民保護措置の指揮を執るものとする。

(6) 職員の服務基準

参集した職員の行うべき所掌事務を別途定める。

(7) 交代要員等の確保

県は、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置した場合、防災に関する体制を活用しつつ、その機能が確保されるよう以下の項目について留意する。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、武力攻撃事態等が発生した場合、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続の迅速な処理及び県民からの手続に関する問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

項目	救済内容	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	県民生活課 関係課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	県民生活課 関係課
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	用地課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)	防災危機管理課
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	県警察
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)	保健福祉課 医療対策課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	男女参画・県民協働課 保健福祉課 医療対策課 県警察
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)	保健福祉課 医療対策課
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		当該課 私学文書課
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		当該課 私学文書課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に実行できるよう、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合や国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町及び指定地方公共機関の組織の整備等

市町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等を整備するものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置など国民保護措置に必要な体制整備を適正に行うほか、参集基準等の整備も行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制について定める。

実施担当	防災危機管理課、男女参画・県民協働課、保健福祉課、医療対策課、県警察、指定行政機関等と関連する課、指定公共機関等と関連する課
関係機関	四国管区警察局、中国四国防衛局、四国総合通信局、四国財務局、神戸税関、中国四国厚生局、愛媛労働局、中国四国農政局、四国森林管理局、四国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、大阪管区气象台、第六管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人水資源機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、四国電力株式会社、中国電力株式会社、電力広域的運営推進機関、電源開発株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

1 基本的考え方

(1) 防災の連携体制の活用

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災の連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の国民保護措置が円滑に実施できるよう、市町との意見交換の場を定期的に設けるとともに、県、自衛隊、警察、消防及び海上保安部で構成する愛媛県国民保護関係機関連絡会議等を活用し、平素から情報交換を行うなど緊密な連携を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に行えるよう、指定行政機関と必要な連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

県は、自衛隊の国民保護等派遣の要請が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合や武力攻撃災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資・資材の提供、さらには県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC攻撃災害への対処などにおいても対応できるよう、防災のための「広域応援に関する協定」を見直し、国民保護法適用事案を含むすべての危機事象に対応する「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」を締結し、相互応援体制を整備した。また、防災のために締結している中国四国9県の「災害時の相互応援に関する協定」等の内容についても、必要な見直しを検討していく。

なお、防災のための相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行った場合には、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 警察災害派遣隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、警察災害派遣隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立など必要な体制を整備する。

(4) 近接県との情報共有

本県へのゲリラや特殊部隊による攻撃の場合は、侵入経路として本県への直接的な侵入のほか、

他地域に侵入後、本県に移動することも考えられることから、その兆候等が発見された場合には、県は、近接県との速やかな情報共有を図る。

また、県は、広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近隣県との緊密な情報の共有に努める。特に、四国の他の3県については、既設の四国4県国民保護連絡協議会等を活用しながら、緊密な情報共有に努める。

なお、生物剤による攻撃にあつては、県域を越える広域的な被害が発生するおそれもあることから、愛媛県内7つの保健所、衛生環境研究所等の機関は、平素から近接県との間で緊密な情報の共有を図る。

(5) 他県に対する事務の委託

県は、県内で相当規模の武力攻撃災害が発生し、隣接する徳島県、香川県及び高知県等に、国民保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

4 市町との連携

(1) 市町の連絡先の把握等

県は、県内の市町との緊密な連携を図る。この場合において、特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市町との間で特に調整が必要な分野における連携に留意するとともに、定期的に市町の連絡先情報の更新を行う。

資料1-3：市町（前掲）

(2) 市町の行うべき事務の代行

県は、市町長の行うべき国民保護措置の全部又は一部を市町長に代わって行う場合に備え、必要な調整を図る。

(3) 市町国民保護計画の協議

県は、市町国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市町の行う国民保護措置との整合性を図る。

(4) 市町間の連携の確保

県は、近接する市町が相互の市町国民保護計画の内容について協議の機会を設けることや、防災のために締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町相互間の国民保護措置の整合性を確保する。

(5) 消防機関の応援体制の整備

県は、県内の消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、これら消防機関の活動が円滑に行われるよう、必要な調整や応援体制の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC災害に対応可能な部隊数や資機材の所在についても把握してお

くものとする。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県は、市町と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備支援等を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、消防団の国民保護措置に関する訓練への参加に努める。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

県は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、定期的に指定公共機関等の連絡先情報の更新を行う。

資料1-1：指定地方公共機関（前掲）

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から防災に準じた物資、資材及び役務の供給等について必要な協力が得られるよう、「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」や「災害時の医療救護に関する協定」等の見直しを行うことなどにより、連携体制の整備を図る。

また、県は、都市部の事業所における防災対策への取組を支援するとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携にも努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、市町と協力して、自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、国民保護措置のための訓練の実施を促進する。

また、自主防災組織活動への女性の参加促進にも努めるものとする。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災と同様、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するうえで、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であるため、以下のとおり、非常通信体制の整備等に努める。

実施担当	防災危機管理課、県警察
関係機関	四国管区警察局、四国総合通信局、四国地方整備局、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

(1) 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保対策の推進を図るため、自然災害やその他非常時の通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多重化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時用として確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

非常通信体制の確保に当たっての留意事項

施設・設備面	・非常通信のための設備や施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による障害が発生した場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及びネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターを使って、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの維持・点検に努める。
	・国民保護措置の実施の際に必要な非常通信設備を定期的に点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害により、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練については、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保等に関する訓練を行うとともに、訓練終了後には評価を行い、必要な体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等について十分調整を図る。

運 用 面	・災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制を整備する。
	・県民への情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者、及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行いながら、体制を整備する。

(3) 県警察における通信の確保

県警察は、四国管区警察局等、県及び市町と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保対策を推進する。

(4) 市町における通信の確保

市町は、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるとともに、既に防災行政無線を整備している市町においては、デジタル化を推進するなど通信の確保に努めるものとする。

第4 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求される。

このため、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が行えるよう、医療救護体制の整備の確立について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、薬務衛生課、公営企業管理局
関係機関	独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

(1) 初期医療体制の整備

県は、市町との連携のもと、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等と協議して、救護所の設置及び救護班の派遣を行うための計画を予め策定するものとする。

また、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び救急医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、防護服等資機材の整備を進めるよう努める。

(2) 後方医療体制の整備

県は、救護所や救護班では対応できない重傷者及び中等症者を収容・治療するため、武力攻撃災害時には救急病院等を後方医療機関として位置付けるとともに、地域防災計画に規定する災害拠点病院を後方医療施設の中核的な医療機関と位置付け、重篤患者の受け入れ体制を整備する。

(3) 広域的医療体制の整備

県は、「武力攻撃災害」の広域性を考慮し、救護班の派遣、患者の受入、医薬品等の供給、連絡体制等、武力攻撃災害時の県内の医療救護体制を整備するものとする。また、国、他県等と協力のうえ広域的な医療救護体制を整備する。

(4) 傷病者搬送体制の整備

医療機関及び消防機関と連携し、救急車、県消防防災ヘリコプター等を活用した、武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備する。

第5 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うための、体制整備に必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	全部局
関係機関	四国管区警察局、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供体制の整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し適時かつ適切に情報提供を実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供のほか、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する必要があることから、県は、情報伝達ルート多重化を確保するとともに、市町、関係機関との情報交換のための連絡体制の整備に努める。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置の実施に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関に円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視用テレビ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・伝達を可能とする体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

(1) 警報等の通知先となる関係機関

国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等は、資料編に示すとおりである。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに、その警報を伝達することとなる区域内に所在する学校や病院、駅、空港、フェリーターミナル、大規模集客施設、官公庁、事業所、その他多数の者が利用又は居住する施設を、市町との役割分担も含め定める。

資料2-2：大規模集客施設のリスト

(3) 市町に対する支援

県は、市町が高齢者、障がい者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町に対し必要な支援を行い、県警察は、市町が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町との協力体制を構築する。

3 市町における警報の伝達に必要な準備

市町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等をあらかじめ定めておくものとする。この場合、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町は、警報を通知すべき関係機関や大規模集客施設等をあらかじめ市町国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

県は、安否情報の収集、整理及び提供に関しては、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用し、効率的かつ安定的な安否情報の収集及び提供に努める。

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、様式は、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）」第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式とする。また、県が消防庁に報告する様式は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書とする。

資料2-3：安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（安否情報省令に規定する様式第1号）

資料2-3-1：安否情報収集様式（死亡住民）（安否情報省令に規定する様式第2号）

資料2-3-2：安否情報報告書（安否情報省令に規定する様式第3号）

安否情報として収集・報告すべき情報

- | |
|---|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所</p> <p>⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る）</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の住所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑯ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑰ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意</p> |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町の行う安否情報の収集を支援する立場から、あらかじめ、市町の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関、諸学校等の所在及び連絡先等について、あらかじめ整理するとともに、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第1条に定める様式第1号及び様式第2号、並びに第2条に定める様式第3号の周知徹底を図る。

5 市町における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行うものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所など安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づき、あらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・報告体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町に対し、被災情報の報告を下記の様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

資料2-4：被災情報の報告様式

7 市町における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第6 研修及び訓練

県職員は、県民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における避難・救援・災害への対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、人事課、県警察
関係機関	四国管区警察局、第六管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊

1 研修

(1) 国の研修機関における研修の活用

県は、危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 県の研修機関における研修の活用

県は、研修所等において、広く職員の研修機会を確保する。また、市町と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材やeラーニングを活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等の活用

県は、職員等の研修の実施に当たっては、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 県における訓練の実施

県は、市町のほか、国、近接県や関係機関などと連携して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

なお、訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、管区海上保安本部等、自衛隊等の協力を得て、NBC攻撃等により発生する武力攻撃への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に有力な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練計画を作成する場合は、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、行動及び判断を伴う実践的な計画とするよう留意する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 県対策本部を迅速に設置するための職員参集訓練及び県対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ウ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- エ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な訓練項目については、有機的に連携させる。
- イ 住民の避難誘導や救援等の訓練に当たっては、特に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施の際は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努める。また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 県は、学校、病院、駅、空港、フェリーターミナル、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導が適切に行えるよう必要な訓練の実施を促す。
- カ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。
- キ 本県の気候や地形などの特徴を踏まえた訓練内容とする。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置や救援の指示を受けたときは、市町に避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施する必要があるため、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、交通対策課、保健福祉課、医療対策課、薬務衛生課、産業政策課、港湾海岸課、道路維持課、県警察
関係機関	四国管区警察局、四国総合通信局、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網等のリスト、避難施設のリスト等、以下に示す必要な基礎的資料を準備する。特に、離島、半島等の交通手段や避難経路が限定される区域について留意する。

- ア 県の地図
- イ 市町別人口
- ウ 避難経路として想定される道路・海路・空路網のリスト
- エ 輸送力のリスト（保有車両、保有船舶）
- オ 輸送施設のリスト（港湾、臨時ヘリポート等）
- カ 避難施設のリスト
- キ 備蓄物資のリスト

資料2-5：県対策本部において集約・整理すべき避難に関する基礎的資料

(2) 避難実施要領の作成に対する支援

県は、市町が避難実施要領を作成するに当たり、消防庁作成のマニュアルを参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県内の避難施設、備蓄物資、調達可能物資のリスト等、以下に示す必要な基礎的資料を整備しておくものとする。

- ア 避難施設のリスト（前掲）
- イ 備蓄物資のリスト（前掲）
- ウ 関係医療機関及び救護班のリスト
- エ 火葬場のリスト

資料2-6：県対策本部において集約・整理すべき救援に関する基礎的資料

(2) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する通信手段を確保するため、通信設備の臨時設置に関する必要な条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。また、防災のために締結した「災害時の医療救護に関する協定」等の応援協定の内容について、必要な見直しを行うなどにより、医療関係団体等に対する迅速な要請が可能な体制を構築する。

(4) 市町との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援に関する事務の一部を市町が行うこととすることができることから、市町が行う救援に関する措置の内容、地域等について、関係市町と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報をあらかじめ把握するとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民及び緊急物資の運送が可能な体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や四国運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、四国運輸局等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。その際には、長い海岸線を有する臨海部は陸上輸送が寸断されるほか、道路網の整備が遅れている山間部も、孤立するおそれがあるため、迂回路等に関する情報にも留意する。

(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な輸送経路の把握に努める。

(4) 離島における留意事項

県内には、瀬戸内海や豊後水道に多数の有人島が点在するため、県は、全島民が避難する場合を想定し、輸送手段、輸送経路、輸送体制及び受入体制等を整備するよう努める。

また、県は、離島の住民の避難について、国〔内閣官房、国土交通省〕から示される運送事業者の航空機や船舶の使用等についての考え方を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備するものとする。なお、この場合において、県は、指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、以下に掲げる情報を把握する。

- ア 想定される避難先までの輸送経路
- イ 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
- ウ 島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
- エ 島内にある港湾、ヘリポート等までの輸送体制

4 交通の確保に関する体制等の整備**(1) 武力攻撃事態等における交通規制計画**

県警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

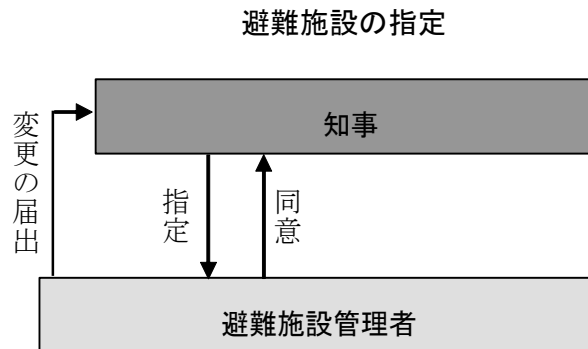
(4) 道路管理者等との連携

県警察は、交通規制状況等に関する情報を道路利用者に対し適切に提供するため、道路管理者等と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況など県内の地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。また、平素から関係地域住民が、速やかに避難できるよう周知に努める。



(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所や一時集合場所としての公園、広場、駐車場等の施設も指定するよう配慮する。
- イ 爆風等からの直接被害を軽減するため、一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街等の地下施設を指定するよう配慮する。
- ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設を確保するよう配慮する。
- エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所や急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- オ 物資等の搬入・搬出に適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を施設管理者に文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国が定める把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報に国に報告する。また、避難施設の変更があった場合も、定期に国に報告する。

(6) 避難施設の運営マニュアルの整備

県は、市町と協力し、要配慮者や男女双方の視点に配慮した避難施設の運営マニュアルを整備するとともに、住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

(7) 市町及び住民に対する情報提供

県は、市町による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設の情報を市町に提供する。また、住民に対しても、県警察、市町、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 市町における避難及び救援に関する平素からの備え**(1) 避難実施要領の作成**

市町は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いながら、消防庁が作成するマニュアルを参考に、あらかじめ複数の避難実施要領を作成するよう努める。なお、この場合には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難方法等について配慮するものとする。

(2) 輸送体制の整備等

市町は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市町内における住民の避難及び緊急物資の輸送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市町内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

(3) 市町長が実施する救援

市町は、知事との調整の結果、市町長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え

県は、武力攻撃事態等における要配慮者の安全を確保するため、市町を通じて、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平素から、武力攻撃事態等を想定した緊急連絡体制、避難誘導等の体制の整備に努める。

実施担当	防災危機管理課、保健福祉課・医療保険室、医療対策課、健康増進課、子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課
関係機関	—

1 県の活動

県は、市町や社会福祉施設管理者と要配慮者に関する情報を共有するとともに、広域的な観点に基づき、警報及び避難の指示の伝達、避難誘導、救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

また、要配慮者に対する武力攻撃災害に関する対策を講ずるに当たり、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮するとともに、以下のことに留意する。

- (1) 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- (4) 食事に特別な配慮を要する者に対する柔らかい食品などの確保及び提供
- (5) 障がいの状況等に応じた介助用品、補装具の確保又は提供
- (6) 避難施設又は居宅で必要な資機材の設置又は配付
- (7) 避難施設又は居宅で相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- (8) 在宅又は避難施設内の要配慮者のうち、社会福祉施設等に避難を要する者の該当施設への受入れ要請の実施

2 市町の活動

(1) 要配慮者の実態把握

市町は、要配慮者について、あらかじめホームヘルパーや民生児童委員等の協力を得て、町内会等の範囲ごとに、その実態を把握するよう努めるものとする。

(2) 緊急連絡体制の整備

市町は、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの情報連絡・誘導担当を配備するなど、きめ細かな緊急連絡体制を整備するものとする。

(3) 避難体制の確立

市町は、避難誘導の担当者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導方法等を事前に具体的に定めておくよう努めるものとする。また、市町は、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、利便性や安全性に十分配慮するものとする。

(4) 国民保護に関する啓発

市町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様にあわせた啓発を図るものとする。

3 社会福祉施設管理者の活動**(1) 組織体制の整備**

県は、社会福祉施設管理者に対し、武力攻撃災害の発生に備え、あらかじめ、自衛の防災組織等の整備、動員計画や緊急連絡体制等を整備することのほか、市町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、国民保護措置の協力体制づくりに努めるよう依頼する。

(2) 国民保護に関する啓発

県は、社会福祉施設管理者に対し、市町の協力を得て、武力攻撃災害時に施設入居者が適切な行動が取れるよう、施設の職員や入居者に、武力攻撃災害に関する啓発に努めるよう依頼する。

(3) 物資等の備蓄

県は、社会福祉施設管理者に対し、施設入居者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等を備蓄するほか、国民保護措置に必要な資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるよう依頼する。

第4章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等において、国民生活に関連する施設や危険物質等の取扱施設などの安全の確保を図るため、これらの施設の管理者に対する留意点の周知等について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、消防防災安全課、環境政策課、循環型社会推進課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、薬務衛生課、畜産課、水資源対策課、港湾海岸課、公営企業管理局、県警察
関係機関	四国管区警察局、四国総合通信局、中国四国厚生局、愛媛労働局、中国四国農政局、四国森林管理局、四国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、松山海上保安部、今治海上保安部、宇和島海上保安部、新居浜海上保安署

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や所管省庁から提供される情報等に基づいて把握し、以下に掲げる項目について整理する。

- ア 施設の種類
- イ 名称
- ウ 所在地
- エ 管理者名
- オ 連絡先
- カ 危険物質等の内容物
- キ 施設の規模

なお、これらの項目については、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努める。

施設の種類及び所管省庁表

法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省

第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医療品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供

知事は、県警察及び海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するほか、県警察及び海上保安部長等の協力を得て、施設の安全確保の留意点を周知し、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

この場合において、県は、施設の事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築する。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点を踏まえ、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、知事若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に必要な助言を行う。

3 市町における平素からの備え

市町は、その区域内に所在する生活関連等施設を、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。また、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第2 県が管理する公共施設等における警戒

県は、自らが管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、以下のとおり、予防対策について定める。

実施担当	防災危機管理課、公共施設所管課、県警察
関係機関	四国管区警察局、第六管区海上保安本部

1 県が管理する公共施設

県は、自ら管理する公共施設について、特に情勢が緊迫している場合など、必要に応じ、生活関連等施設の対応に準じて、警戒等の措置を実施する。具体的にはテロ等の発生に備え、予防対策として、来場者確認の徹底などの不審者対策、警察、消防、管区海上保安本部（臨海部に限る）等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への啓発等の措置を講ずる。

2 市町が管理する公共施設

市町は、自らが管理する公共施設における警戒についても、県の措置に準じて実施するものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第5章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、環境政策課、循環型社会推進課、保健福祉課、医療対策課、薬務衛生課、公営企業管理局、県警察
関係機関	四国管区警察局、中国四国厚生局、中国四国農政局、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、防災のための備蓄と相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材を、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備については、国全体としての対応を踏まえながら、国と密接な連携のもとで対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、防災のための備蓄と相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定めている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄整備に努める。なお、住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材は、主に食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テントなどである。

また、県は、県地域防災計画に準じ、住民に対して、最低3日分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄に努めるよう普及、啓発を行う。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備促進に努めることとされており、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。このため、県は、国

の整備状況や県原子力防災計画に基づき整備している原子力防災活動資機材の状況等も踏まえながら、国と連携し、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、安定ヨウ素剤、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具などの整備に努める。

(3) 国、市町その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町その他の関係機関と連携を図る。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置の実施を念頭に、自ら管理する施設及び設備について必要な整備・点検に努める。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する工業用水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等に努める。

(3) 復旧のための各種資料の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等を、既存のデータ等を活用しつつ整備するとともに、その適切な保存のためのバックアップ体制の整備にも努める。

4 市町及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町及び指定地方公共機関は、県と連携し、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害が発生した場合、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材を迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、県民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く県民の理解が深まるよう、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において県民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、教育委員会、県警察
関係機関	四国管区警察局

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、県民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、県民向けの講座等を実施する。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、防災に関する啓発と併せて、地域に密着している消防団及び自主防災組織などの特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全確保や災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育に加え、自他の生命を尊重する精神やボランティア精神等の醸成のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において県民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 県民が取るべき対処等の啓発

県は、県民に対し武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町長等への通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等により周知を図る。また、県民に対し、弾道ミサイルの飛来の場合やテロが発生した場合にとるべき対処についても、国が作成する各種資料を活用しながら、周知に努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町における国民保護に関する啓発

市町は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して県民に対する啓発に努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市町国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。